

こんな相談がありました NO. 46

「利用している光サービスがなくなる」と契約を迫るウソの勧誘！

Q 「ご利用中の光回線サービスは別会社に統合され、使えなくなります」と訪問した業者から説明を受けたため、勧められた光回線の契約をした。切替え工事の後、インターネットの速度が遅くなったと感じ不審になり調べると、以前の契約先のウェブページに「当社が別会社に統合されたため、光サービスもなくなると勧誘業者に言われたとの相談が寄せられているが、そのような事実はありません」と注意喚起されていた。



消費者庁イラスト集より

このような勧誘をする業者と代理店委託している通信会社は許せない！

A 光回線サービスには、契約書面の受領日（一部例外的な場合あり）を初日とした8日が経過するまでの間は、契約先の合意なく、消費者の申し出によりサービスを契約解除できる「初期契約解除制度」があります。相談は8日が過ぎた後だったため、通信会社が代理店の調査をしましたが、ウソの勧誘をしたとまでは確認できなかったため、インターネットの速度改善の提案といった対応となりました。

◇勧誘を受けた際は以下の点に注意しましょう。

★勧誘業者の言うことだけをうのみにしない

★おかしいなと感じたら契約に進む前に、立ち止まって業者の話が事実か確認する

★契約後でも書面を渡されたらすぐに内容を確認する

◎不審な勧誘があったら、消費生活センターがお手伝いしますのでご相談ください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時

イヤ

直通電話 0479-62-8019 （短縮「188」でもOK）